

10月1日は「法の日」

法の日は、法の役割や重要性について考えるきっかけになるように設けられたものです。裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年全国各地で各種の行事を実施しています。詳細は、裁判所ホームページをご覧ください。

●問い合わせ

名古屋家庭裁判所事務局 総務課

☎052-223-0994

🌐<http://www.courts.go.jp/>

■司法書士無料相談

●とき 10月3日(月) 午後1時～4時

●ところ 役場 2階 第2会議室、相談室2

●内容

相続・遺言、土地・建物の相続、売買、贈与など、会社の設立、増資などの登記相談、簡易裁判所での民事訴訟に関する法律相談、多重債務、自己破産、裁判所への申立書類の作成、成年後見制度に関する相談

●相談員 県司法書士会 半田支部会員

●申し込み 不要

●問い合わせ

県司法書士会 半田支部

☎0569-32-8895

■行政書士無料相談

●とき 10月3日(月) 午後1時～4時

●ところ 役場 1階 相談室1

●内容

遺言・遺産手続き、農地の転用、建設業の許可、風俗営業の許可、入管手続き、法人設立、車庫証明、その他官公署への提出書類の作成に関する相談

●相談員 県行政書士会 知多支部会員

●申し込み 不要

●問い合わせ

県行政書士会 知多支部

☎47-5445

■弁護士会「法の日」記念事業(無料)

●とき 10月29日(土)

●ところ アイプラザ半田

●内容

・午前の部(午前9時40分～11時30分)
法律相談

・午後の部

第1部(午後2時～2時45分)

寸劇「知って得する法律相談2016」

第2部(午後3時～4時30分)

美輪^{みわ}明宏^{あきひろ}氏による講演会

「生きやすい生き方」

※午後の部は入場券が必要。詳細については問い合わせ先へ。

●主催・問い合わせ

県弁護士会 半田支部

☎0569-26-1611

今年は忍び込みが多発!

半田署管内では住宅を対象とした空き巣、忍び込みなどの被害が多発しています。被害の多くは無施錠の窓から侵入されています。

- ・就寝時は玄関、窓を閉め、確実な戸締まりを!
- ・センサーライトや警報装置・補助錠などの防犯グッズを活用しましょう!
- ・不審者や不審な車を見たときには110番通報を!

●問い合わせ

半田警察署 生活保安課

☎0569-21-0110



❗ 勝手口のスライドガラスにも鍵を掛けましょう!

スライドの部分の網戸を破り、勝手口の鍵を開けて侵入しています。